

議案第45号

リサイクル工房うしまど条例を廃止することについて

リサイクル工房うしまど条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和8年6月4日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

【提案理由】

施設を利用する団体（瀬戸内市消費生活問題研究協議会牛窓グループ）の解散に伴い、条例を廃止するため。

瀬戸内市条例第 号

リサイクル工房うしまど条例を廃止する条例

リサイクル工房うしまど条例(平成16年瀬戸内市条例第127号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年6月30日から施行する。